

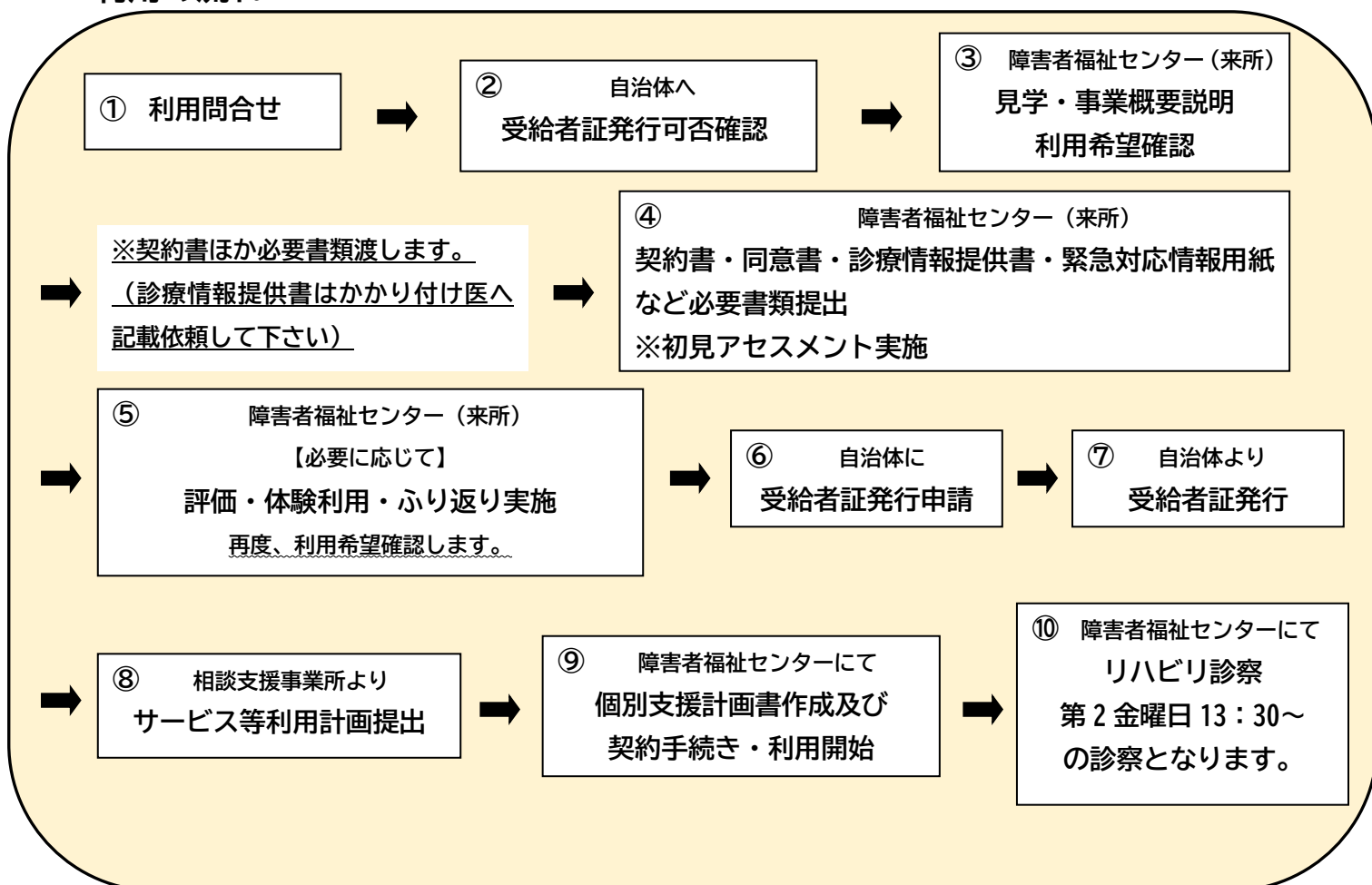
自立訓練(機能訓練事業所)利用手引き

- 対象者:清瀬市在住の障害者(主に身体障害者)であり、受給者証発行を受けている方。
 ※定員に空きのある場合は、清瀬市外在住の方も利用可能です。
 ・社会復帰(復職や家事業務など)・生活範囲拡大・地域生活への移行などの明確な目標があり、目標に対して身体機能及び動作レベルの維持・向上のための支援が必要かつ、提供する訓練プログラムに対して自ら積極的に取り組める方。
- 定員:13名/日(機能訓練5名/通所介護8名)
- 利用期間:原則利用開始日から12ヶ月間(受給者証有効期間)
 ※訓練継続の必要性に応じ6ヶ月の延長が可能な場合があります
 ※ゴール達成により早期終了となる場合があります。
- 利用時間:月～金曜日の平日日中(祝祭日は除く)
 ・9:00～17:00の間の1時間～1時間半程度。
 ※清瀬市民であり、自力通所困難な場合に限り送迎車の利用も可能です。
 市外の方は送迎車利用できません。
- 利用料:障害者総合支援法に定められた金額の10%(1回750円～850円程度)をご負担していただきます。(所得により上限月額の設定があり、受給者証に記載されます)
- 食事及び入浴提供は行っておりません。
 ※但し、摂食訓練及び栄養指導の一環として必要な場合は一食570円で提供します。

清瀬社協イメージキャラクター「きよちゃん」



<利用の流れ>



<主な訓練内容>

※障害回復のための医学的リハビリテーションでは無く、地域及び社会参加のための社会的リハビリテーション提供を主としております。理学療法士または生活支援員によるマンツーマンの訓練を基本としています。

- ・ストレッチ(筋緊張コンディショニング・筋柔軟性維持・向上)
※ストレッチなど受動的なプログラムのみでのサービス提供は行っておりません。
- ・関節可動域訓練(動作に必要な関節の動かす範囲を維持・拡大目的)
- ・筋力維持増強訓練
- ・バランス訓練(静的・動的)
- ・協調性改善訓練(各関節を協調運動的かつ円滑に動かすための訓練)
- ・基本動作訓練(寝返り・起き上がり・立ち上がり動作)
- ・歩行訓練(平行棒内・歩行器・杖・フリーハンド)
- ・応用歩行訓練(階段昇降・屋外・不整地歩行など)
- ・持久性改善訓練
- ・自力通所訓練
- ・公共交通乗車訓練(バス・電車など)
- ・自動車訓練・適正検査同行
(国立身体障害者リハビリテーションセンターの自動車訓練室と連携し実施)など



訓練室風景